

規制の事後評価書

法令の名称：エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令

規制の名称：照明器具のエネルギー消費効率の向上を進める政策

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

評価実施時期：令和 7 年 1 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下、「省エネ法」）は、我が国で使用されるエネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。
- ・機械器具については、国内において大量に使用され、かつエネルギーを大量に消費するエネルギー消費機器（以下、「特定エネルギー消費機器」）を 29 機器定め、その製造輸入の事業を行う者（以下、「エネルギー消費機器等製造事業者等」）に対して、エネルギー消費効率の向上努力を求めてきたところ（トップランナー制度）。
- ・トップランナー制度の対象である機械器具のうち「照明器具」については、平成 30 年 7 月 3 日に閣議決定されたエネルギー基本計画において、「高効率照明（例：LED 照明、有機 EL 照明）については、2020 年までにフローで 100%、2030 年までにストックで 100%の普及を目指す。」とされていたことから、当時同制度の対象機器ではなかった LED 電灯器具を、従来から対象としていた白熱灯器具及び蛍光灯器具に加えることとし、そのエネルギー消費効率の向上を目指すこととした。
- ・具体的には、高効率の照明器具には、少なくとも当時時点において仮定される最大の固有エネルギー消費効率の蛍光灯器具を上回る照明器具であることが期待されることから、蛍光灯器具の固有エネルギー消費効率を極限まで向上したと仮定した場合の固有エネルギー消費効率の改善分を、各区分における蛍光灯器具のトップランナー値に上乘せした値を目標基準値として設定することとした。この値を目標基準値として採用することで、各区分での照明器具全体の固有エネルギー消費効率を向上させ、高効率の照明器具の普及の促進を図っていくこととした。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

< 遵守費用の概況（新設・拡充のみ） >

■ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

< 行政費用の概況 >

■ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

< 規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ） >

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① エネルギー消費効率の改善	事前評価時	新たに省エネ法の規制対象となる照明器具の製造事業者等に対するエネルギー消費効率の向上等に係る義務を通じて、長期エネルギー需給見通し（平成 27 年経済産業省決定）の実現に寄与する。
	事後評価時	特定エネルギー消費機器である「照明器具」に、新たに LED 電灯器具を追加し、目標年度は 2020 年度、区分は光源色の違いにより 2 区分、区分毎に基準エネルギー消費効率等を設定した。 目標年度となる 2020 年度の実績値は、基準年度と比較して約 20%の改善が見られ、「照明器具」全体のエネルギー消費効率を引き上げる結果となった。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 遵守に必要となる製品設計・使用の見直しにかかる費用 ② 表示義務への対応に必要となる費用 ③ 商品価格	事前評価時	エネルギー消費機器等製造事業者等は、目標年度までに告示で定める基準値の達成が求められるため、扱う製品の設計・仕様の見直しや開発などの対応が必要となるが、機器の省エネ性能には差異があるため、必要となる投資額について定量的な費用の推計は困難である。 性能の表示義務への対応については、カタログへの印刷等の費用が追加で必要になると考えられるが、従来カタログ等に記載内容を追加することで対応が可能であるため、その追加費用は限定的である。 また、規制導入時には、エネルギー消費機器等製造事業者等による研究開発・設備投資のコスト回収のための一時的な値上がりが見込まれるが、省エネ性能の高い機器の普及によりコストが回収され、価格が安定していくことから価格上昇は限定的である。
	事後評価時	照明器具の製品の設計・仕様の見直し、開発の費用は、エネルギー消費機器等製造事業者等の営業秘密情報であるため、その費用の定量化は困難である。 性能の表示義務への対応について、本体の見えやすい箇所へ表示するため、ラベルへの印刷等の費用が追加で必要になったと考えられるが、従来のラベル等に記載内容を追加することで対応が可能であるため、その遵守費用は限定的であったと考えられる。 商品価格については本規制の導入後も安定しており、エネルギー消費効率の高い機器の導入でランニングコストが低減される結果となった。

■ 行政費用

	算出方法と数値
--	---------

① 行政費用	事前評価時	エネルギー消費機器等製造事業者等に対して、報告徴収により目標年度における基準値の達成状況についての確認作業を行うため（省エネ法第 146 条）、一定程度の業務が増えることになるが、現在、特定エネルギー消費機器として 29 機器の業務を執行しており、今回の見直しに係る業務も同様の業務フローとなるため現行制度の下での対応が可能であり、追加負担は限定的である。
	事後評価時	行政機関として、目標年度における照明器具のエネルギー消費効率の状況等を、報告徴収により把握する必要があるが、関係業界への周知や調査票の確認等の費用が発生したが、定常的な業務の中で随時行っており、費用の追加負担は極めて限定的である。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

・

3 考察

- ・遵守費用や行政費用における追加の費用負担は限定的である一方、トップランナー制度の対象機器である「照明器具」に LED 電灯器具を追加したことにより、「照明器具」全体としてのエネルギー消費効率は 20%改善されることとなった。
- ・これに加え、「照明器具」の目標年度は 2020 年度であり、法令上、その後も継続的に目標基準値を達成している状況が求められていることから（2020 年までにフローで 100%、2030 年までにストックで 100%の普及を目指す）、当該措置を継続することは妥当である。
- ・なお、平成 31 年 1 月に事前評価を行った「電球」については、2027 年度が目標年度であることから、当該年度の出荷状況等を把握することのできる 2028 年度に事後評価を実施することとする。